**附　則**

（施行期日）

**第一条**　この省令は、令和二年七月一日から施行する。ただし、別表第六の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

**第二条**　この省令による改正後の船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（以下「新規則」という。）第二条の七第二号に掲げる船舶については、新規則の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

**第三条**　この省令の施行の際現に一級小型船舶操縦士及び二級小型船舶操縦士の資格に係る操縦免許を受けている者は、新規則第六十九条第二号の規定による限定をされた操縦免許を受けたものとみなす。

**第四条**　二級小型船舶操縦士の資格に係る操縦免許を受けた者に対する新規則第七十条の二の講習は、当分の間、行わない。

**第五条**　施行日前に行われた講習の課程（新規則第七十条の二の講習の課程と同等以上の内容を有すると国土交通大臣が認めるものに限る。以下この条において「同等課程」という。）を修了した者は、同条の講習の課程を修了した者とみなす。この場合において、新規則第六十六条又は第七十条第二項の規定により提出する申請書には、新規則第六十六条第五号又は第七十条第二項に規定する第七十条の二の講習の課程を修了したことを証明する書類に代えて、同等課程を修了したことを証明する書類を添付しなければならない。

**第六条**　新規則第七十条の二の登録を受けようとする者は、施行日前においても、その申請を行うことができる。新規則第七十条の五において準用する第四条の十一の規定による届出についても、同様とする。

**第七条**　この省令による改正前の船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第十九号様式による操縦免許限定解除（変更）申請書については、新規則第十九号様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

**○国土交通省令第二十七号**

民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律（平成三十年法律第七十二号）の施行に伴い、並びに都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第七十三条第一項、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第二百四条第四項、第二百五条第一項、第二百十六条第四項及び第五項並びに第二百十七条第一項並びにマンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）第五十八条第一項及び同項第十九号、第六十六条並びに第六十七条の規定に基づき、都市再開発法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月三十一日

国土交通大臣　赤羽　一嘉

都市再開発法施行規則等の一部を改正する省令

**第一条**　都市再開発法施行規則（昭和四十四年建設省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （権利変換計画に定めるべき事項）<br>**第二十七条**　法第七十三条第一項第二十五号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。<br>一～三　（略）<br>（権利変換計画に関する図書）<br>**第二十八条**　（略）<br>２　（略）<br>３　法第七十三条第一項第二号から第二十五号までに掲げる事項並びに法第百九条の二第六項及び法第百九条の三第五項の規定により定めることとされている地上権の明細及びその帰属並びにその存続期間その他の条件の概要は、別記様式第十（法第百十条及び法第百十条の二の場合においては、別記様式第十一又は法第百十一条の場合においては、別記様式第十二）の権利変換計画書を作成して定めなければならない。<br>（標準家賃の額の確定の補正方法）<br>**第三十六条**　令第四十一条第二項の標準家賃の額の補正は、令第三十条の規定の例により定めた標準家賃の月額から、施設建築物の一部について賃借権を与えられることとなる者が施行地区内の建築物について有していた賃借権の価額を当該賃借権の残存期間、近隣の同類型の借家の取引慣行等を総合的に比較考量して施行者が定める期間で毎月均等に償却するものとして算定した償却額を控除して行なうものとする。 | （権利変換計画に定めるべき事項）<br>**第二十七条**　法第七十三条第一項第二十三号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。<br>一～三　（略）<br>（権利変換計画に関する図書）<br>**第二十八条**　（略）<br>２　（略）<br>３　法第七十三条第一項第二号から第二十三号までに掲げる事項並びに法第百九条の二第六項及び法第百九条の三第五項の規定により定めることとされている地上権の明細及びその帰属並びにその存続期間その他の条件の概要は、別記様式第十（法第百十条及び法第百十条の二の場合においては、別記様式第十一又は法第百十一条の場合においては、別記様式第十二）の権利変換計画書を作成して定めなければならない。<br>（標準家賃の額の確定の補正方法）<br>**第三十六条**　令第四十一条第二項の標準家賃の額の補正は、令第三十条の規定の例により定めた標準家賃の月額から、施設建築物の一部について借家権を与えられることとなる者が施行地区内の建築物について有していた借家権の価額を当該借家権の残存期間、近隣の同類型の借家の取引慣行等を総合的に比較考量して施行者が定める期間で毎月均等に償却するものとして算定した償却額を控除して行なうものとする。 |